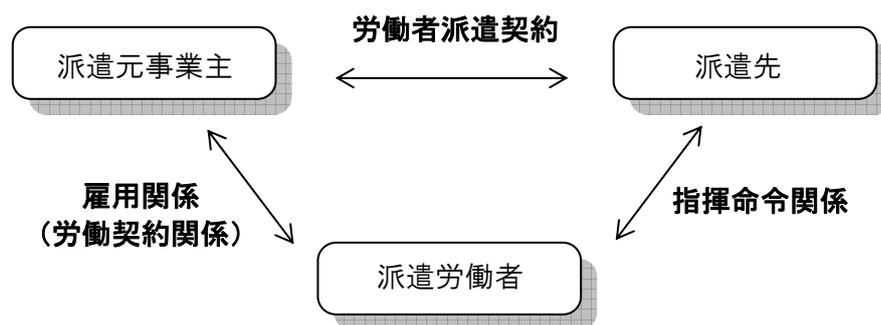


労働者派遣事業に対する労働者災害補償保険の適用等について（現状）

1 労働者派遣とは

- 労働者派遣とは、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない」ものである（労働者派遣法第2条第1号）。
- 労働者派遣における派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者の三者間の関係は、①派遣元事業主と派遣労働者との間に労働契約関係があり、②派遣元事業主と派遣先との間に労働者派遣契約が締結され、この契約に基づき派遣元事業主が派遣先に労働者を派遣し、③派遣先は、派遣元事業主から委ねられた指揮命令権により派遣労働者を指揮命令するというものである。



2 派遣労働者に対する労働基準法等の適用

- 労働者派遣については、昭和60年に労働者派遣法が制定され、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業条件の整備等を図るために必要な措置を講ずることとされた。
- 労働基準法は、本来、労働者と労働契約関係にある事業に適用されるので、派遣労働者に関しては、派遣労働者と労働契約関係にある派遣元事業主が責任を負い、これと労働契約関係にない派遣先は責任を負わないことになるが、派遣労働者に関しては、派遣先が業務遂行上の指揮命令を行うという特殊な労働関係にあるので、労働者派遣法において、派遣労働者の法定労働条件を確保する観点から、労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、作業環境測定法等（以下「労働基準法等」という。）の適用について必要な特例が設けられている（労働者派遣法第44条から第47条の2まで（別紙））。

○ 労働者派遣法で定める特例は、派遣労働者に関する労働基準法の適用について、基本的には派遣労働者と労働契約関係にある派遣元事業主が責任を負うものであるという原則を維持しつつ、労働者派遣の実態から派遣元事業主に責任を問い得ない事項、派遣労働者の保護の実効を期する上から派遣先に責任を負わせることが適当な事項について派遣先に責任を負わせることとするものである。したがって、特例規定が存しない労働基準法等の規定については、原則どおり、派遣元事業主が責任を負うこととされている。

3 労働基準法の災害補償責任の所在

労働者派遣事業における事業主の災害補償責任については、

- ① 派遣元事業主は、労働者の派遣先事業場を任意に選択できる立場にあり、労災事故の起きた派遣先と労働者派遣契約を締結し、それに基づいて労働者を派遣したことに責任があること
- ② 派遣元事業主は、派遣労働者を雇用し、自己の業務命令によって派遣先の事業場において就労させているのであるから、派遣労働者を雇用している者として、派遣先の事業場において派遣労働者の安全衛生が確保されるよう十分配慮する責任があること（この責務については、労働者派遣法第31条に明記されている。）
- ③ 業務上の負傷・疾病に係る解雇制限の規定（労働基準法第19条第1項）あるいは、補償を受ける権利の退職による不変更の規定（労働基準法第83条第1項）は、労働契約関係の当事者である派遣元事業主に災害補償責任のあることを前提としていと考えられること

等を考慮し、労働者派遣法においては、特例を設けず、派遣元事業主に災害補償責任を負わせることとされている。

※ さらに、災害補償の内容は賃金に代替する性格を有しているものであり、賃金支払義務者である派遣元事業主に災害補償責任を負わせることが適当と考えられること、また、保険料の算定基礎となる賃金総額を的確に把握する観点からみても、賃金を支払う派遣元事業主を適用事業主とすることが妥当と考えられた。

4 労働者災害補償保険法の適用

労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に関しては、同法第3条第3項は、「労働者を使用する事業を適用事業とする」と規定しており、この「使用する」は労働基準法等における「使用する」と同様労働契約関係にあるという意味に解されており、また、上記3のような事情から労働基準法上の災害補償責任が派遣元事業主に課されていることから、労災保険法と労働基準法との関係を考慮し、労災保険法の適用についても同様に取り扱い、派遣元事業主を労災保険の適用事業とすることとされている。このため、労働者派遣法においても労災保険法の適用について特段の規定は設けられていない。

参考：雇用保険については、雇用保険法第5条第1項に「労働者が雇用される事業を適用事業とする」と規定されていることから、派遣元事業主の事業が適用事業となる。

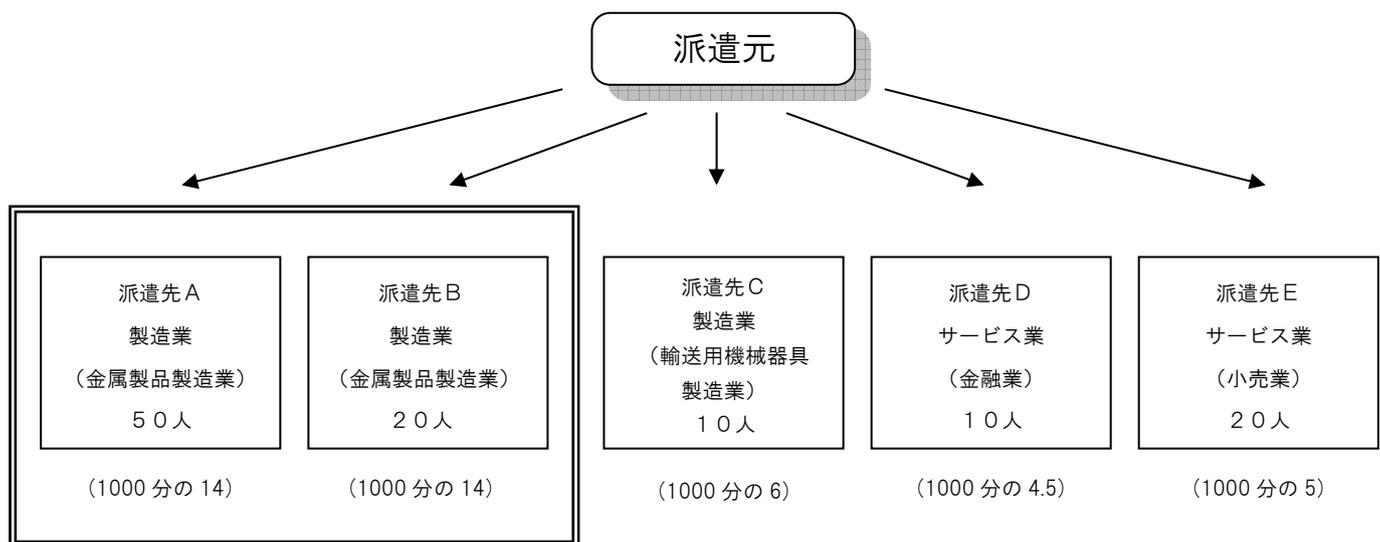
5 労災保険率の適用

個々の事業に対する労災保険率の適用については、その事業における主たる作業の態様、種類、内容等に基づき、「労災保険率適用事業細目表（昭和47年労働省告示第16号）」により事業の種類を決定し、労災保険率表（労災保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第1）による労災保険率を適用している。

労働者派遣事業に係る労災保険率の適用についても、派遣労働者の派遣先での作業実態が数種にわたる場合には、主たる作業実態に基づき事業の種類を決定することとし、この場合の主たる作業実態は、それぞれの作業に従事する派遣労働者の数、当該派遣労働者に係る賃金総額等により判断することとしている。

なお、労働者派遣事業と他の事業を一つの事業として併せて行う事業であって適用上一の事業として扱われるものについては、その主たる業態に基づき事業の種類を決定している。

＜労働者派遣事業における労災保険率の適用＞



- 派遣労働者の派遣先事業場（作業実態）が数種にわたる場合には、主たる作業実態に基づき事業の種類を決定する。
- このケースの場合、派遣労働者は4つの業種（5つの事業場）にまたがって派遣されているが、最も多く派遣されているのは金属製品製造業（派遣先A＋派遣先B）であり、派遣元事業場が適用される業種は金属製品製造業となる。

- 注1） 派遣先事業場欄の人数は派遣労働者数を示す。
2） （ ）内は労災保険率を示す。

派遣中の労働者に関する派遣元・派遣先の責任分担

別紙

○ 労働基準法

派遣元	派遣先
<p>均等待遇 男女同一賃金の原則 強制労働の禁止</p> <p>労働契約 賃金 1か月単位の変形労働時間制、フレックスタ イム制、1年単位の変形労働時間制の協定の 締結・届出、時間外・休日労働の協定の締結 ・届出、事業場外労働に関する協定の締結・ 届出、専門業務型裁量労働制に関する協定の 締結・届出 時間外・休日、深夜の割増賃金 年次有給休暇 最低年齢 年少者の証明書</p> <p>帰郷旅費（年少者） 産前産後の休業</p> <p>徒弟の弊害の排除 職業訓練に関する特例</p>	<p>均等待遇</p> <p>強制労働の禁止 公民権行使の保障</p> <p>労働時間、休憩、休日</p> <p>労働時間及び休日（年少者） 深夜業（年少者） 危険有害業務の就業制限（年少者及び妊産婦等） 坑内労働の禁止（年少者） 坑内業務の就業制限（妊産婦等）</p> <p>産前産後の時間外、休日、深夜業 育児時間 生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置</p> <p>徒弟の弊害の排除</p>

災害補償	
就業規則	
寄宿舍	
申告を理由とする不利益取扱禁止	申告を理由とする不利益取扱禁止
国の援助義務	国の援助義務
法令規則の周知義務	法令規則の周知義務（就業規則を除く）
労働者名簿	
賃金台帳	
記録の保存	記録の保存
報告の義務	報告の義務

○ 労働安全衛生法

派遣元	派遣先
<p>職場における安全衛生を確保する事業者の責務 事業者等の実施する労働災害の防止に関する措置に協力する労働者の責務 労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣の勧告等 総括安全衛生管理者の選任等 衛生管理者の選任等 安全衛生推進者の選任等 産業医の選任等 衛生委員会 安全管理者等に対する教育等 安全衛生教育（雇入れ時、作業内容変更時） 危険有害業務従事者に対する教育</p>	<p>職場における安全衛生を確保する事業者の責務 事業者等の実施する労働災害の防止に関する措置に協力する労働者の責務 労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣の勧告等 総括安全衛生管理者の選任等 安全管理者の選任等 衛生管理者の選任等 安全衛生推進者の選任等 産業医の選任等 作業主任者の選任等 統括安全衛生責任者の選任等 元方安全衛生管理者の選任等 店社安全衛生管理者の選任等 安全委員会 衛生委員会 安全管理者等に対する教育等 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 事業者の講ずべき措置 労働者の遵守すべき事項 事業者の行うべき調査等 元方事業者の講ずべき措置 特定元方事業者の講ずべき措置 定期自主検査 化学物質の有害性の調査 安全衛生教育（作業内容変更時、危険有害業務就業時） 職長教育 危険有害業務従事者に対する教育</p>

中高年齢者等についての配慮	就業制限
事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助	中高年齢者等についての配慮
	事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助
	作業環境測定
	作業環境測定の結果の評価等
	作業の管理
	作業時間の制限
健康診断（一般健康診断等、当該健康診断結果についての意見聴取）	健康診断（有害な業務に係る健康診断等、当該健康診断結果についての意見聴取）
健康診断(健康診断実施後の作業転換等の措置)	健康診断(健康診断実施後の作業転換等の措置)
健康診断の結果通知	
医師等による保健指導	
医師による面接指導等	
	病者の就業禁止
健康教育等	健康教育等
体育活動等についての便宜供与等	体育活動等についての便宜供与等
	快適な職場環境の形成のための措置
	安全衛生改善計画等
	機械等の設置、移転に係る計画の届出、審査等
申告を理由とする不利益取扱禁止	申告を理由とする不利益取扱禁止
	使用停止命令等
報告等	報告等
法令の周知	法令の周知
書類の保存等	書類の保存等
事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する国の援助	事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する国の援助
疫学的調査等	疫学的調査等

○ じん肺法

派遣元	派遣先
じん肺健康診断の結果に基づく事業者の責務 粉じんさらされる程度を軽減させるための措置 作業の転換 転換手当 作業転換のための教育訓練 政府の技術的援助等 申告を理由とする不利益取扱禁止 報告	事業者及び労働者のじん肺の予防に関する適切な措置を講ずる責務 じん肺の予防及び健康管理に関する教育 じん肺健康診断の実施* じん肺管理区分の決定等* じん肺健康診断の結果に基づく事業者の責務 粉じんさらされる程度を軽減させるための措置 作業の転換 作業転換のための教育訓練 政府の技術的援助等 法令の周知* 申告を理由とする不利益取扱禁止 報告

(注) *の規定は、粉じん作業にかかる事業場への派遣が終了した後は派遣元に適用する。

○ 作業環境測定法

派遣元	派遣先
	作業環境測定士又は作業環境測定機関による作業環境測定の実施